

K I B I - N e t 運 営 規 定

1. K I B I - N e t

K I B I - N e t とは、株式会社吉備ケーブルテレビ（以下「当社」という）が、C A T V 施設を介して行うインターネット（Eメール、WWW等）への接続サービスです。

2. 加入契約

加入契約のお申込みをされる場合は「K I B I - N e t 加入契約申込書」の所要事項を記載捺印して、当社に提出願います。（必ず契約約款をお読みください。）

3. 宅内通信工事料

宅内通信工事料は、8,800 円（税込）～但し、ご家庭内の電波状況によりブースター、分配器、ユニットなど追加又は、取り替え工事が必要な場合があります。その場合実費を追加していただきます。（※既存加入者のみ）

4. インターネットのみ加入

吉備ケーブルテレビのテレビに加入が無くインターネットのみの場合加入金 22,000 円（税込）、引込工事料 22,000 円（税込）、宅内通信工事料 88,00 円（税込）～、インターネットのみ加入の後テレビに加入する場合テレビの加入金 11,000 円（税込）をいただきます。テレビ休止中に休止のままインターネットに加入する場合インターネットのみ加入に準じます。

5. 通信料

通信料・プロバイダ料・ケーブルモデムレンタル料含む（月額）エコノミー2,728 円（税込）、ベーシック 3,850 円（税込）、スーパー4,950 円（税込）、1 0 0メガ5,115 円（税込）、1 ギガ6,270 円（税込）、オプション追加の場合追加料を合わせていただきます。

追加メールアドレス 1 個 330 円（税込）、追加ホームページ領域 5MB330 円（税込）、キビネット ウイルスバスターマルチデバイス月額版 1 ライセンス 440 円（税込）※（いずれも月額） 迷惑メールフィルタリングサービス 無料

6. 貸出し機器及び接続工事

当社は、加入者に対してケーブルモデムを貸し出します。又当社の標準仕様・工法で宅内通信工事、ケーブルモデムの取り付け工事を行います。ケーブルモデムとパソコンなどの接続は、加入者様にてお願いいたします。ケーブルモデムは、当社の承諾なしに設置場所の変更をすることはできません。加入者は、善良なる注意をもってケーブルモデムを

管理していただきます。移動取り外し、分解または破損行為を行わないでください。ケーブルモデムに損傷が生じた場合は、その旨を当社に速やかにご連絡下さい。故障原因の検査の結果、加入者の責によるものと判断された場合は、加入者にて修理または修理費用などをご負担いただきます。

7. 利用の制限

CATV設備の保守、工事、障害などやむを得ない事由があるときは、または天災地変その他の非常事態が発生しもしくは、発生の恐れがあるときにおいては、一方的にインターネットへの接続を制限または中止させていただくことがあります。また当社は、それによって加入者または第三者に生じたあらゆる障害を賠償する責を負いかねますので、予めご了承願います。また、当社の裁量により加入契約を中止させていただき、ケーブルモデムを回収する事もありますのでご了承願います。

8. 通信の秘密

当社は、事業法第4条に基づき、契約者の通信の秘密を守ります。

2、当社は、刑事訴訟法第218条に基づく強制処分が行われた場合には、当該処分の定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。

3、当社は、利用契約の終了後または当社が定める保存期間の経過後は、契約に関する情報を、消去するものとする。ただし、利用契約の終了後または当社の定める保存期間の経過後においても、法令の規定に基づき保存しなければならないときは、当該情報を消去しないことができるものとする。

9. 個人情報の保護

当社は、サービスを提供するために必要な契約者にかかる情報を、適正かつ公正な手段により収集し、適切に取り扱うものとします。また、契約の申込おしよととする者および、契約者が当社に連絡する被紹介者についても、契約者が準じて取り扱います。

2、前項により、収集し知り得た契約者に係る氏名もしくは名称、電話番号、住所若しくは居所、請求書の送付先等、およびその他当社が別に定める契約書に関する情報を、当社は、次の各号の業務の遂行上必要な範囲を超えて利用しないものとします。

(1) サービス提供を開始、継続、または終了（電話対応、施工、顧客管理、課金計算、料金請求、障害検地・復旧等の業務に必要な場合を含みます。）するために利用する場合。

(2) 当社が提供するサービス（インターネット接続サービス、有線テレビジョン放送サービスおよび、それぞれの付加機能、追加サービス等を含みます。）契約促進を目的とした営業活動で利用する場合。

(3) サービスの新規開発、サービス向上、顧客満足、解約理由の調査、分析を行う場

合。

(4) 契約者から個人情報の取り扱いに関して、新たな同意を求めるため利用する場合。

3、当社は、前項の利用目的に必要な範囲で個人情報を業務委託する場合があります。

(1) 本人の同意がある場合

(2) 契約者のサービス利用に係わる債権・債務の特定、支払いおよび回収のため必要な範囲でクレジット会社等の金融機関に個人情報を開示する場合。

(3) 裁判官の発付する令状により強制処分として捜索・押収等（刑事訴訟法第 218 条）がなされる場合。

(4) 法律上の紹介権限を有する公的機関に個人情報を開示する場合。

(5) 人の生命、身体および財産等に対する差し迫った危機があり、緊急の必要性がある場合。

(6) この契約で特段規程している場合。

10. 禁止事項

以下の行為を禁止いたします。K I B I - N e t 接続により利用し得る情報を改ざんする行為。有害なプログラムなど送信または書き込み行為。他の加入者あるいは第三者の著作権その他の知的財産権を侵害する恐れのある行為、他の加入者あるいは第三者を、誹謗または中傷したり名誉を傷つけるような行為。他の加入者あるいは第三者の財産プライバシーを侵害する、または侵害する恐れのある行為。公序良俗に反する、または反する恐れのある行為。その他の法令に反する、または反する恐れのある行為。ルータなど何らかの方法で契約台数を超える接続。

11. 当社の免責事項

以下に示す損害を賠償する責を負いません。加入者の電子機器自体に起因する機能の損傷、紛失、損害。加入者が禁止事項に違反した場合に発生するあらゆる損害。また、インターネット接続により他の加入者あるいは第三者かた禁止事項に違反した行為を受けた場合に発生するあらゆる損害。

12. 移設工事

設備を変更される場合は、所定の届け出用紙に所定事項をご記入の上、当社にお届けください。この場合設備変更に要する実費はいただきます。

13. 休止

既施設を休止される場合は、所定の届け出用紙に所定事項を記入の上、当社にお届けください。この場合休止期間中、月額 1,100 円（税込）をいただきます。

14. 廃止

設備を廃止される場合は、所定の届け出用紙に所定事項をご記入の上、当社にお届けください。

15. 名義変更

既設備の名義変更はできません。ただし、同一家庭内にあるときは、この限りではありません。

16. 解約料（最低利用期間）

最低利用期間を6ヶ月とし、6ヶ月以内に契約の解除があった場合、残余の機関に対応する通信相当額を支払っていただきます。（キャンペーン適応時の最低利用期間は12ヶ月間です。）

17. 附則

- (イ) 自己の加入している設備を他人に使用させることはできません。
- (ロ) 加入金、引込工事費、宅内通信工事費、通信料など料金は、物価の変動により改定することがあります。
- (ハ) 停電及び施設改善工事等やむを得ない事情により通信が停止する場合があります。
※K I B I - N e t 加入契約約款は、吉備ケーブルテレビの窓口でご覧になれます。
※企業、学校を別途とする。